第二百九十三条第一項第三号	合併により当該株式会社が消滅する場合	協同組織金融機関との吸収合併又は新設合併により普通銀行が消滅する場合
第二百九十三条第二項第四号	合併により当該株式会社が消滅する場合	協同組織金融機関との吸収合併又は新設合併により普通銀行が消滅する場合
	第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社	金融機関の合併及び転換に関する法律第十一条第一項第一号に規定する吸収合併存続信用金庫又は同法第十五条第一項第二号に規定する新設合併設立信用金庫

第二十二条第三項中「第二百九十三条第四項」を「第二百九十三条第五項」に改める。

第二十五条第二項の表第二十二条第七項の項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条第四項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第五項」を削り、同項の表第七百八十六条第五項の項を削る。

第二十六条中「第五十九条第三項」を「第五十九条第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条の表中「第五十九条第二項」を「第五十九条第三項」に改める。

第二十九条第三項中「第二百九十三条第四項」を「第二百九十三条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「第二百九十三条第四項」を「第二百九十三条第五項」に改め、同項の表中「前条第二項」を「同条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十五条第二項において転換をする普通銀行について会社法第二百十九条第二項（第三号に係る部分に限る。）及び第二百九十三条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十九条第二項第三号及び第二百九十三条第二項第三号	第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社	金融機関の合併及び転換に関する法律第五十六条第一項第一号に規定する転換後信用金庫

第三十二条第一項第三号中「委員会設置会社において、会社法」を「監査等委員会設置会社において会社法第三百九十九条の十三第五項又は第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたときは当該取締役会の決議及び当該決定があつたことを証する書面、指名委員会等設置会社において同法」に、「当該」を「当該」に改め、同項第十号中「第百十七条第六項」を「第百十七条第七項」に改め、同条第二項第四号ロ中「委員会設置会社である場合にあつては、」を「監査等委員会設置会社である場合にあつては設立時監査等委員である設立時取締役及びそれ以外の設立時取締役並びに設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合にあつては」に改め、同条第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

（預金保険法施行令の一部改正）

第五条　預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の表第百三条第七項、第百四条第一項、第二項、第八項及び第九項並びに第二百六十二条第一項及び第二項の項中「、第八項及び第九項」を「及び第八項から第十項まで」に改める。

（銀行法施行令の一部改正）

第六条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四の表第五十二条の十九第一項の項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

（長期信用銀行法施行令の一部改正）

第七条　長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第三項の表第五十二条の十九第一項の項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第八条　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五条の三第一号」を「第五条の三」に改め、同条第二項中「第五条の三第一号」を「第五条の三」に、「同号」を「同条」に改め、同条第三項中「第五条の三第一号」を「第五条の三」に、「同号に掲げる信用協同組合」を「法第五条の三に規定する信用協同組合等」に、「第五条の三第一号に掲げる信用協同組合」を「第五条の三に規定する信用協同組合等」に改める。

第五条の三の表第三百八十六条第二項第二号の項中「第八百四十九条第三項」を「第八百四十九条第四項」に改める。

（労働金庫法施行令の一部改正）

第九条　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項中「第三十二条第四項第一号」を「第三十二条第四項」に改め、同条第二項中「第三十二条第四項第一号」を「第三十二条第四項」に、「同号」を「同項」に改め、同条第三項中「第三十二条第四項第一号」を「第三十二条第四項」に、「同号に掲げる労働金庫」を「同項に規定する金庫」に改め、同条第四項中「第二条第四項」を「第二条第七項」に、「第三十二条第四項第一号に掲げる労働金庫」を「第三十二条第四項に規定する金庫」に改める。

第三条の二第一項の表第五十条の二第三項第三号の項中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社」に改める。

第四条の三の見出し中「清算人」を「清算人等」に改め、同条中「おいては、同法の規定中「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは、「清算金庫」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの」を「おける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり」に改め、同条の表を次のように改める。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十七条第一項	株式会社	清算金庫
	株主（監査役設置会社にあっては、監査役）	監事
第三百六十条第一項	株式を有する株主	会員である者
	株式会社	清算金庫
第三百六十一条第一項	株式会社	清算金庫
第三百八十一条第二項、第三百八十五条第一項及び第三百八十六条第一項（見出しを含む。）	監査役設置会社	清算金庫
第三百八十六条第二項	第三百四十九条第四項	労働金庫法第三十七条の七第一項
	監査役設置会社	清算金庫
第四百三十条（見出しを含む。）	役員等	清算人又は監事
	株式会社	清算金庫